

(仮称)葛飾区社会的養育推進計画(素案)の区民意見提出手続(パブリックコメント手続)等により提出された意見に対する区の考え方

【取扱いの凡例】◎:計画(案)に意見を反映する。○:計画(素案)に盛り込まれている。△:意見・要望としてお聴きし、今後の参考にする。

No.	項目	意見の概要	取扱い	区の考え方
1	第2章について	スマートフォンなど、子どもが利用するテクノロジーは急速に発展していきます。子どもの権利擁護事業で用意されている専用電話やはがきなどの相談ツールが間違っているわけではありませんが、時代に即した対応をお願いします。	△	意見表明の方法については、現在の方法に限らず様々な方法が考えられます。一方で、子どもの意見表明においては、その後の対応から匿名ではできないため、個人情報の保護が重要です。いただいたご意見や他自治体の事例を参考にしながら、時代に即した意見表明の手段となるよう研究していきます。
2		子どもの権利擁護事業で電話やメール等の相談ツールが用意されていますが、例えば子ども食堂などで大人が子どもの話を直に聴く機会がないと、きちんと子どもの意見を拾うことができないのではないかと思います。	△	葛飾区子どもの権利条例第22条では、区民等や育ち学ぶ施設などは子どもの意見を大切に受け止め、子どもにとってより良い方法を一緒に考えるよう努めることを求めています。区では、日頃から子どもに接している大人が、子どもに対し子どもの権利や意見表明の大切さなどを伝え、子どもにとって意見を聴いてもらいやすい環境づくりや意見表明していいという雰囲気づくりをしていくことが重要であると考えています。
3		整備目標において、権利に関する認知度の割合は25%から50%に増えるのに対し、権利擁護部会における子どもからの意見申立件数は増減なしとしていることについて、理由を知りたいです。	△	権利擁護部会における子どもからの意見申立てについては、子どもの意見表明のうち、子どもから直接話を聴き、権利擁護部会へ申立ての希望があった場合に行うこととしています。子どもの意見表明の実績においては、権利擁護部会への申立てよりも、話を聴いて職員に伝えてほしいなどの意見が多いことから、必ずしも権利に関する認知度と権利擁護部会における子どもからの申立件数は比例しないと考えており、実績を踏まえた整備目標を設定しています。
4		整備目標の権利に関する認知度について、この割合は、子ども全体に対する割合でしょうか。学校等で周知をしたらもっと上げることができると思うので、もう少し高い目標を設定してもよいと思います。	△	権利に関する認知度の整備目標については、現状に基づき、今後実施予定の啓発事業の効果を踏まえて設定した子ども全体に対する割合となっています。また、学校等での周知については、第2章3(1)の3段落目中「権利条例等を学ぶことができるように…」以降に記載しています。引き続き、啓発用リーフレットや子ども向け学習用教材など様々な啓発手段を活用して、区内の小・中学校などで子どもの権利に関する普及啓発を行い、子どもの権利に関する認知度が高まるよう努めていきます。

【取扱いの凡例】◎：計画(案)に意見を反映する。○：計画(素案)に盛り込まれている。△：意見・要望としてお聴きし、今後の参考にする。

No.	項目	意見の概要	取扱い	区の考え方
5	第3章について	ショートステイ・トワイライトステイ事業を実施する施設の数計画期間の5年間を通して1施設なのは、足りないのではないかと思います。	◎	区では、令和7年度から新たな地域でショートステイ・トワイライトステイ事業を実施し、区内2箇所家庭の状況に合わせた支援ができる体制を構築します。
6		ショートステイの協力家庭を実施している自治体があります。葛飾区でも導入することで、ショートステイ先の量的な確保のほか、潜在的な里親候補者となり、里親家庭を増やすことにもつながると思います。	△	区では、令和7年度からショートステイ先の量の確保のため新たな地域で事業を実施し、区内2箇所家庭の状況に合わせた支援ができる体制を構築します。引き続き、協力家庭の実施等を含め、支援が必要な方に適切に支援ができる体制を検討していきます。
7	第6章について	子どもが一時保護から家庭復帰するときには、学習支援だけでなく、地域と協働して、生活全般に渡る支援をする必要があると思います。 「身近な地域資源を活用する」とはどういうことか、わかるような内容になるとよいと思います。 (同様の意見が他に3件)	◎	ご意見を踏まえ、第6章の「身近な地域資源」及び第11章の「支援団体」について、例示を追加します。 具体的にどのように協働することができるかについては、情報共有の課題等を踏まえつつ、地域の皆様の意見も聴きながら検討してまいります。
8		一時保護期間中の私物の持込みや原籍校への通学などの制限について、個々の子どもに応じて考えるべきだということでは大事です。ここは、力を入れて取り組んでほしいです。	○	個々の子どもの状況を考慮し、子どもの安全の確保が図られ、かつ一時保護の目的が達成できる範囲で必要最小限とすることを意識して取り組んでまいります。
9	第8章について	里親家庭で子どもを養育するということは、地域で養育することだと思います。里親家庭を専門家がチームで支えることは当然のこととして、地域の中で私たちがどのように寄り添うことができるかが課題だと思います。	△	区では、区立の児童相談所の強みを活かし、区内のイベントなど様々な機会を捉えて地域に根ざした里親制度の普及啓発活動を行っております。地域の皆様に里親制度を知っていただいた上で、どのように地域で支援していただくことができるか、一緒に考えてまいります。
10	第10章について	自立支援に力を入れることは大事なことです。生活困窮者も社会的養護経験者と同様の状況に置かれているので、そちらについても考えてほしいです。	△	区では、生活困窮者に対する自立相談支援窓口を設置し、各種支援を行っているところです。そのほかに、里親や児童養護施設などの社会的養護経験者が自立に当たって困難に直面することが少なくないことから、本計画においてはその支援の取組について記載しております。

【取扱いの凡例】◎：計画(案)に意見を反映する。○：計画(素案)に盛り込まれている。△：意見・要望としてお聴きし、今後の参考にする。

No.	項目	意見の概要	取扱い	区の考え方
11	第11章について	連携の対象として、弁護士を明記してほしいです。 子どもの権利擁護は弁護士の主な業務であり、できることが数多くあります。弁護士として、地域の問題にも主体的に取り組みたいと思っています。	◎	ご意見を踏まえ、第11章の連携の対象に「弁護士」を追加します。